

北海道エゾシカ管理計画（第6期）の概要

1 計画の趣旨

この計画は、「鳥獣保護管理法」第7条の2に基づき、都道府県が著しく増加した野生鳥獣をどのように管理するかを定めることができる「第2種特定鳥獣管理計画」に位置付けるとともに、平成27年度に制定した「エゾシカ対策条例」第6条に基づくエゾシカ対策を総合的かつ計画的に進める基本計画として設定するもの。

(1) 現状と課題

- ・ 誤射による死亡事故の発生を受け、関係者が連携して銃猟安全対策の徹底に向けた取組を実施
- ・ 事故後の対策などの影響で、平成30年度から2年間の捕獲頭数は11万頭前後と減少
- ・ 令和2年度の農林業被害額は約41億円と再び上昇
- ・ エゾシカを食肉等への有効活用する取組が着実に進展したが、新型コロナの影響で流通が停滞

2 計画の概要

(1) 対応方向

「適正な個体数管理」と「捕獲個体の有効活用」をエゾシカ対策の両輪として推進

(2) 計画期間

令和4年4月1日～令和9年3月31日 の 5年間

(3) 主な内容

〈地域区分と管理水準〉

・ 地域区分を4地域に変更

対策をきめ細かにするよう地域区分を変更して、捕獲目標の考え方や対策のあり方などを検討する。(西部地域を中部(石狩、胆振、日高)と北部(中部以外)に分割)

・ 東部地域は資源利用を見据えた管理水準への移行

持続的な資源利用を見据えた個体数管理を目指すこととし、管理水準(生息数目標)を利用しない場合の水準からやや高めに変更した。

・ 南部地域へのより緻密な対応

被害の増大を踏まえ、計画の早い段階でできるだけ精度の高い生息数を推定し、捕獲目標を設定して減少に導くよう変更した。

〈目標達成のための方策〉

・ 捕獲目標の実行性の確保

道の捕獲目標である「捕獲推進プラン」と国の鳥獣対策交付金事業に係る市町村被害防止計画の捕獲目標の整合性を図り、実効性を高める

・ 最大限の捕獲数の確保

国による交付金事業や特別交付税措置のほか、国が新たに検討している支援制度など、各種制度の積極的な活用により、最大限の捕獲数を確保していく。

・ 有効活用のさらなる推進

「道認証エゾシカ肉」を軸とした一層のブランド化の推進を進めるとともに、ペットフードや皮革製品などの食肉以外へのさらなる有効活用の推進を図っていく。